

議案第74号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年12月18日提出  
(2023年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年城陽市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とし、第4条、第4条の2、第5条の2、第10条、第10条の2、<u>第12条</u>及び第13条の2の規定は、適用しない。</p> <p>2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員の給与の種類は、報酬及び<u>期末手当</u>とし、第4条から第10条の2まで及び<u>第12条</u>から第14条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> | <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第17条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とし、第4条、第4条の2、第5条の2、第10条、第10条の2及び第13条の2の規定は、適用しない。</p> <p>2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員の給与の種類は、報酬、<u>期末手当</u>及び<u>勤勉手当</u>とし、第4条から第10条の2まで及び<u>第13条</u>から第14条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 略</p> |

(城陽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 城陽市職員の育児休業等に関する条例(平成4年城陽市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 城陽市職員の給与に関する条例(昭和26年城陽市条例第10号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> | <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 城陽市職員の給与に関する条例(昭和26年城陽市条例第10号。以下「給与条例」という。)第15条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> |

2 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年城陽市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 給与は、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当とし、同項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当とする。</p> | <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 給与は、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当とし、同項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> |
| <p>2 略</p>  | <p>2 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第12条の2 給与条例第15条の5から第15条の7(第4項及び第5項を除く。)</u>までの規定は、<u>任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の5中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員条例第12条の2において準用する第15条の7第1項」と、</u></p>         |

同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員条例第12条の2において準用する第15条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び会計年度任用職員条例第12条の2において準用する次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員条例第12条の2において準用する第15条の7第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び会計年度任用職員条例第12条の2において準用する次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）  
第22条 給与条例第15条の4（第5項を除く。）から第15条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条の4第1項中「基準日の属する月の規則で定める日」とあるのは「規則で定める日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）  
第22条の2 給与条例第15条の5から第15条の7（第4項及び第5項を除く。）までの規

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）  
第22条 給与条例第15条の4（第5項を除く。）から第15条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条の4第1項中「基準日の属する月の規則で定める日」とあるのは「規則で定める日」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条の5中「前条第1項」とあるのは「会計年度任用職員条例第22条の2において準用する第15条の7第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（会計年度任用職員条例第22条の2において準用する第15条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び会計年度任用職員条例第22条の2において準用する次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（会計年度任用職員条例第22条の2において準用する第15条の7第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び会計年度任用職員条例第22条の2において準用する次条第1項において同じ。）」と、給与条例第15条の7第1項中「基準日の属する月の規則で定める日」とあるのは「規則で定める日」と、同条第3項中「第15条の4第4項に規定する合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 略  
(城陽市嘱託職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 略  
(嘱託職員の報酬及び費用弁償の経過措置)

3 略  
(報酬に関する特例)

4 施行日の前日において嘱託職員であつて、施

#### 附 則

(施行期日)

1 略  
(城陽市嘱託職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 略  
(嘱託職員の報酬及び費用弁償の経過措置)

3 略  
(報酬に関する特例)

4 施行日の前日において嘱託職員であつて、施

行日においてその前日に行っていた職務と同一と認められる職務を行う職に採用された会計年度任用職員のうち、その者の新条例による報酬（第16条第1項から第3項までの規定により計算して得た額をいう。以下同じ。）の額が同日における旧条例第2条に規定する報酬の額に達しないこととなるものについては、当分の間、新条例による報酬のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、第22条第1項中「規則で定める額を除く。」とあるのは「規則で定める額を除き、附則第4項の規定による報酬の額を加えた額とする。」とし、第24条各号中「計算して得た額」とあるのは「計算して得た額に附則第4項の規定による報酬の額を加えた額」とする。

（期末手当に関する特例）

5 令和2年（2020年）12月1日に在職するパートタイム会計年度任用職員に対して支給する期末手当に関する第22条第1項の規定（給与条例第15条の4第2項を準用する部分に限る。）の適用については、第22条第1項の規定にかかわらず、城陽市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年城陽市条例第25号）第1条の規定による改正前の給与条例第15条の4第2項の規定を準用する。

行日においてその前日に行っていた職務と同一と認められる職務を行う職に採用された会計年度任用職員のうち、その者の新条例による報酬（第16条第1項から第3項までの規定により計算して得た額をいう。以下同じ。）の額が同日における旧条例第2条に規定する報酬の額に達しないこととなるものについては、当分の間、新条例による報酬のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。この場合において、第22条第1項及び第22条の2第1項中「規則で定める額を除く。」とあるのは「規則で定める額を除き、附則第4項の規定による報酬の額を加えた額とする。」とし、第24条各号中「計算して得た額」とあるのは「計算して得た額に附則第4項の規定による報酬の額を加えた額」とする。

附 則

この条例は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条第１項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

## 参考資料

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例要綱

#### 【改正概要】

- ①フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給することから、給与の種類に勤勉手当を追加し、支給対象職員の要件等を定める。支給率は正規職員に準ずる。
  
- ②期末勤勉手当支給基準日において育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員について期末勤勉手当の支給対象とする。

#### 【施行期日】

令和6年（2024年）4月1日